

横手市オンライン相談利用規約

(目的)

第1条 この規約は、オンラインによる相談（以下「オンライン相談」という。）を利用する場合に必要な事項について定めることを目的とする。

(通信に使用するアプリケーションソフト等)

第2条 市が主催するオンライン相談を実施するにあたり、通信に係るアプリケーションソフトとしてZoom Video Communications株式会社が提供するZoom Cloud Meetings（以下「Zoom」という。）を使用する。

2 オンライン相談を利用する者（以下「利用者」という。）は、別途Zoomサービス規約にも同意した上で利用するものとする。

(利用実績の記録等)

第3条 市は、オンライン相談の運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向上を目的に、オンライン相談の利用時間帯、各種アクセスログ及び利用者との相談内容を記録する場合がある。

2 市は、前項の規定により記録した情報を公開しないものとする。ただし、利用者本人から当該情報の開示又は当該情報の提供を要求された

場合は、この限りではない。

(免責事項)

第4条 利用者がオンライン相談のために使用した通信に関する環境
(端末回線、ソフト等の一切を含む。)に起因して第三者に与えた被害
について、当市は一切責任を負わず、損害を賠償する義務はないもの
とする。

2 通常講ずべきセキュリティ対策を講じても防止できない外部からの
サイバー攻撃、災害、停電、その他の市の責任に帰すべき事由によら
ない利用者に対する損害が発生しても市は一切責任を負わず、損害を賠
償する義務はないものとする。

(損害賠償)

第5条 利用者の本規約の違反に起因して市が損害を被った場合、その
損害は利用者が負担するものとする。

(その他留意事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる留意事項に同意したものとする。

(1) オンライン相談を実施するための通信料は、全て利用者の負担
とすること。

(2) 秘密保持のため、個室又は他人がいない環境を整えること。

- (3) オンライン相談の招待URLは第三者に提供しないこと。
- (4) 相談の状況を録音、録画及び配信をしないこと。
- (5) 利用者から公序良俗に反する発言又は所作があった場合は、利用者の同意を得ることなく、オンライン相談を打ち切る場合がある。

(規約の改正)

第7条 市は、利用者の承諾なしに、本規約を改正することができる。

2 本規約の改正後の利用者は当該改正について同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。